eラーニングコースにおける奨励金の支給申請のご案内

育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方の訓練受講が可能となるよう、受講される方の希望に応じた日時に受講が可能な**「eラーニングコース（※）」**が実践コースにおいて設定できます。

※①育児・介護中の方、②お住いの地域に訓練実施機関が無い方、③在職中の方など訓練の受講にあたって特に配慮を必要とする方などが受講可能です。

① 基本奨励金の算定式

実践コース	
訓練期間	２か月～６か月
訓練時間	月80時間以上

支給単位期間は28日以上ですか？

はい

受講者数（＊）×　５万３千円　×　支給単位期間

いいえ

受講者数（＊）×　2,650円　×　支給単位期間における日数から日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数を減じた日数（上限5.3万円）

- ここでいう**「受講者数」**とは、各支給単位期間における「受講者数の合計数」です。
- **「受講率」**は、「受講時間数/eラーニングコースを実施する訓練実施機関が予め定める受講すべき時間数」です。
- 基本奨励金支給対象期間（一括申請の場合は全ての支給単位期間。以下同じ。）を通算して、**受講率80%以上の者**（基本奨励金支給対象期間中に訓練の受講を取りやめた者については、基本奨励金支給対象期間中の訓練の受講を取りやめた日までの通算受講率80%以上の者）に限ります。
- ただし、基本奨励金支給対象期間において受講率が80%未満の受講者についても、受講率が80%以上の支給単位期間（１か月単位）があれば、その期間については受講者として取り扱います。

② 付加奨励金の算定式

実践コース	
付加奨励金の就職率	A.就職率60%以上：単価２万円(1,000円) B.就職率35%以上60%未満：単価１万円(500円)

支給単位期間は28日以上ですか？

はい

受講者数　×　就職実績に応じた単価　× 支給単位期間数

・就職率**60%**以上 …… ２万円
・就職率**35%**以上**60%**未満 …… １万円

いいえ

受講者数　×　就職実績に応じた単価　×支給単位期間における日数から日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数を減じた日数

・就職率**60%**以上…… 1,000円（上限２万円）
・就職率**35%**以上**60%**未満……　500円（上限１万円）

＊ 基本的な支給内容と付加奨励金における受講者数は本リーフレットの３ページを参照。